

平成 22 年 10 月 1 日

各 位

社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団

理事長 木 村 忠 昭

内部統制に関する基本方針のお知らせ

社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるため、平成 22 年 10 月 1 日付で、内部統制に関する基本方針を下記のとおり決定したので、お知らせいたします。

記

1 事業団の役員及び職員の職務執行が、法令、事業団の諸規定（以下「法令等」という。）及び経営方針に適合することを確保するための体制

- (1) 事業団は、役員及び職員に法令等及び経営方針を遵守させるものとする。
- (2) 事業団は、コンプライアンスの推進に関する規則に基づいて、コンプライアンス推進会議を設置する。会議は、事業団のコンプライアンスの取り組みについて検討、審議し、必要な施策を講ずるものとする。
- (3) 事務局長をコンプライアンス総括管理者とし、各施設長等をコンプライアンス管理者とする。各施設長等はコンプライアンス施策に基づき、所属職員を指揮監督するものとする。
- (4) 各施設等の主査及び指名された職員は、コンプライアンス推進員として、施設内等の内部統制状況を把握し、コンプライアンス管理者に報告するものとする。
- (5) 役員及び職員は、法令等及び経営方針に違反する行為及び不正な行為（以下「違法行為等」という。）が行われた事実又は行われるおそれのある事実を発見した場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講ずるものとする。
- (6) 公益通報に関しては、公益通報処理に関する規則に基づいて、通報窓口を外部及び内部に設け、違法、不正行為の是正、未然防止に努めるものとする。
- (7) 不当要求行為等防止対策要綱に基づき、事務事業に対するあらゆる不当要求行為及び暴力的不当行為に毅然として対応する。
- (8) 内部監理を掌る担当職員は、事業団の業務執行についてコンプライアンスの視

点で定期的に調査を行い、その結果をコンプライアンス推進会議に報告するものとする。

2 公正な職務の執行の確保に関する体制

- (1) 職員による職務執行は、就業規程に基づくとともに、公共の利益の増進を目指して遂行される必要があるため、職務に利害関係のある官公庁、業者及び個人との接触のあり方について定めた職員倫理規則及び職員倫理基準について周知徹底を図り、公正な職務執行が行われるよう努めるものとする。
- (2) 職員倫理規則に基づく倫理審査会において、職員の綱紀粛正の推進に関して審議するものとする。

3 人権擁護及び利用者サービスの質の向上を図る体制

- (1) 人の尊厳を守り、利用者本位のサービスを提供するため、人権擁護に関する基本方針及び人権擁護に関する行動基準に基づいて人権擁護に努めるものとする。
- (2) 利用者サービスの提供にあたっては、施設目的に適合したサービスを提供するとともに、職員倫理規則等に基づいて公正なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) サービスの質の向上を図り、期待されるサービスを追求するため、研修制度に基づく研修を計画的に実施することにより職員の資質の向上に努めるものとする。
- (4) 特定の利用者へのサービスの提供事業にあつては、個別支援計画を作成して提供することを原則とするものとする。
- (5) 不特定の利用者へ提供するサービスの提供事業にあつては、利用者ニーズに応じたサービスの提供に努めるものとする。

4 職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 事業団は、文書取扱基準、情報マネジメント規則に基づいて、職務執行に関する文書及び電磁的媒体（以下「文書等」という。）を保存及び管理する。
- (2) 情報は、個人情報公開規程に基づき、適時適切な方法で積極的な情報公開及び情報提供の拡充に努めるものとする。
- (3) 個人情報については、個人情報保護規程に基づき、個人の権利・利益の侵害の未然防止に万全を期すものとする。

5 損失の危険及び危機管理に関する体制

- (1) 事業団における損失の危険及び危機の管理（以下「リスクマネジメント及びクライシスマネジメント」という。）に関する基本方針を定め、下記のリスクにつ

いて、態様ごとに分類し、この分類に基づいて、リスクに対応する体制を定める。

- ① 地震、台風、水害等の自然的災害により重大な損失を被るリスク
 - ② 事故、火災等の人為的災害により重大な損失を被るリスク
 - ③ 施設管理等の際に人身事故及び設備事故が発生することにより重大な損失を被るリスク
 - ④ 役員又は職員による違法行為等により重大な損失を被るリスク
 - ⑤ その他、事業団に重大な損失を与え、又は信用を著しくき損するおそれのあるリスク
- (2) リスクに対応するため、リスクマネジメント規則、クライシスマネジメント規則、災害対策要綱等を定める。

6 財務諸表が法令にのっとして作成され、財産が適正に管理される体制

- (1) 社会福祉法人会計基準及び事業団経理規程に基づいて、財務管理及び財産管理を行う。
- (2) 事業団が保有する財産及び指定管理者として管理している財産については、自己の財産の管理と同等の管理を行う。

7 業務執行が適正に執行されることを確保する体制

- (1) 事業団事務局管理課は、業務及び会計の執行が法令等を遵守して適正に行われているかどうか内部監査を実施する。